

質問に お答えします

関になっていくようです。

答 どれくらい前のお話ですか？ 受診が現在と同月内であれば、まだ医療機関が健康保険にレセプト請求をする前だと思いますので、すぐに医療機関の窓口へ電話連絡して「労災扱いでお願いします」と頼んでみてください。

おそらく「様式第5号

5号を持って来られても、既に健康保険から診療報酬を受けているため労災保険への切り替えはできません」と言われたので、監督署に相談に来たのです。医療機関窓口で支払った3割負担分のみ返金を受けたいのですが。

答 制度上、健康保険扱いのまま3割の自己負担分のみを労災保険で支給

明してください。健康保険において内容を確認後、7割相当分の金額を記した返納の納入告知書が送られてきますので、その金額を納付後、当初に医療機関窓口で支払った3割負担分と合計して10割分の領収証を添付し、様式第7号(1)（事業主証明及び医療機関証明が必須）を監督署に提出してください。業務災害とし

答 医療機関窓口の様式第5号（事業主証明が必須）を提出いただければ、以後は健康保険扱いでなくなるため、今後、窓口での負担は必要なくなります。

問 労災請求にあたって他に気を付けることはありますか？

答 お怪我をされてすぐに医療機関に受診されておられないようですので、労災保険の請求書の災害発生状況欄に、受診までの経過を記載してください。また、建設現場での災害とのことですが、建設業の場合は労災保険の請求書に記載いただく労働保険番号及び事業主証明は所属事業場ではなく元請事業主（発注者から直接建設工事を請け負った事業主）となりますのでご注意ください。

問 医療機関のほか、薬局で院外処方を受けたのですが…。

答 手続きは医療機関の流れと同じですが、様式は第7号(2)となります。

問 現在も治療が継続中なのですが…。

問 分かりました。ありがとうございます。

答 お大事になさってください。

業務災害にかかると療養について、 健康保険を誤使用した場合の手続き

に事業主証明と必要事項を具備して窓口を持って来てください」と言われます。この場合は簡単に労災保険への切り替えができますし、様式第5号と引き換えに3割負担分が返金されるはずですが。

問 災害も初診日も2カ月ほど前です。実は先日、医療機関の窓口でこの話をしたら「今さら様式第

問 私は建築会社で大工として勤務していますが、業務中に金槌で指を強打してしまい、左人差し指を骨折してしまいました。当初は打撲かと思いましたが、様子見をしていましたが、痛みが引かないので病院に受診しました。しかし、誤って医療機関の窓口で健康保険証を提示してしまいました。労災保険へ切り替えたいのですが、どうすればいいでしょうか？

受診している医療機関は労災保険の指定医療機関